

和泉市生活環境の保全等に関する  
条例（土砂等の処理編）

申 請 の 手 引

大阪府和泉市

平成19年10月作成  
令和 3年 3月改訂

この条例は、土砂等による埋立て等を行おうとするもの及び埋立て等に土地を提供する土地所有者等を対象に、必要な規制を行うことにより、埋立て等による土壌の汚染、土砂等の崩落による災害の発生を未然に防止し、市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的とし、平成19年3月に一部改正を行い同年10月から施行したものです。

この手引きは、土砂等による埋立て等を実施される皆様に、条例に基づく申請書類の作成方法等を解説したものです。

条例の趣旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に十分留意されるようお願いいたします。

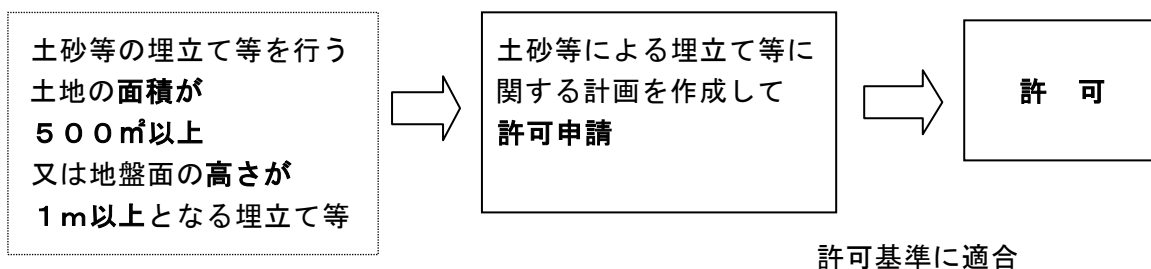
## 目次

- ◇土砂等による埋立て等の許可 留意事項
- ◇許可申請書作成要領
- ◇土砂等による埋立て等許可フローチャート
- ◇埋立て等に係る提出書類一覧表
- ◇各種届出書類一覧表
- ◇資料等

## 《土砂等による埋立て等の許可 留意事項》

■埋立て等を実施される方は、以下の内容に十分留意して下さい。

土砂等による埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等に係る土地の区域の面積が500㎡以上のとき、又は高さが1メートル以上となる埋立て等については、市長の許可を受けなければなりません。



## ＜許可手続の適用除外＞

1. 埋立て等の土地の面積が500㎡未満で、埋立て等によって生じる施工前の地盤面と施工後の地盤面の差が1m未満となる埋立て等
2. 当該事業区域内の土砂等のみを用いて行う埋立て等
3. 法令等の規定による許可等の行為で規則に定めるものに係る土砂等の埋立て等であって、市長に届け出たもの  
ex) 道路法、宅地造成等規制法、河川法 等
4. 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う埋立て等
5. 災害復旧のために必要な応急措置として行う埋立て等
6. 運動場、駐車場、その他施設の本来の機能を保全する目的で、通常の管理行為として行う土地の埋立て等

## ＜許可の基準＞条例第21条関係

1. 埋立事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障がないこと。
2. 埋立て等の施工に関する計画が規則で定める構造上の基準に適合していること。
3. 埋立て工事期間中及び完了時において、生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する施工計画が、規則で定める基準に適合していること。
4. 埋立区域に係る土地所有者等の同意が得られていること。
5. 次の場合、許可することができません。
  - ・申請者が措置命令を受け、必要な措置を完了していない場合
  - ・許可の取消日から3年を経過していない場合
  - ・埋立て等の停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない場合
  - ・施工に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りうる相当な理由がある場合
  - ・埋立て等に係る期間が3年以内に完了する計画になっていない場合

## ＜土砂等の埋立て等を行う者の責務＞

- ・埋立て等を行う者は、埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう努めなければならない。
- ・埋立て等に伴い苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

## <土地所有者の責務>

- ・土地所有者は無秩序な土砂等の埋立て等により、土壌の汚染、土砂等の流出、崩壊その他災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければなりません。
- ・土地所有者は、埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある埋立行為者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

※土地所有者（管理者、占有者等）が所有地の管理を怠ったり、用途の確認を十分にしないなど安易に賃貸した結果、「久し振りに、土地を見に行ったら取り返しのつかない状況になっていた！」、「はじめの事業者の説明と違う！」などの事態が発生し、周辺の生活環境に著しい支障を及ぼす事例が多発しています。こうしたケースのうち、土地所有者がその責務を果たしていれば、未然防止や是正が可能であったと考えられるケースが大半です。

そこで、土地所有者に対して日常の責務や不適正な処理の発覚時の責務を明確にしたものであります。

又、それを果たさない場合は指導、勧告、措置命令などの行政処分がくだされるため、十分留意してください。

尚、土地所有者等は、毎月1回以上当該土地の施工状況等を把握するための行動をとるように努めて下さい。

### <排出事業者の責務>

- ・排出事業者は、安全基準に適合しない土砂等を埋立ての用に供してはなりません。

## 《許可申請書（様式第3号）作成要領》

許可申請書類作成に際しては、次のことに配慮願います。

○申請書類はフラットファイル又は、のびるファイル等で製本して下さい。

又、添付書類は原則A判とします。

○目次を作成し、インデックスを貼付して下さい。

- ・書類と書類の間に入れた仕切紙にインデックスを貼付すれば、書類に訂正や追加があった場合でも対応が可能（貼り直す必要がない。）

○計画平面図などの図面で、A4判、A3判を超える大きさのものについては、図面袋などに入れて巻末に綴じて下さい。

○1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記して下さい。

又、添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておいて下さい。

○埋立て等を行う期間について、条例の規定により、許可の期間は「**3年以内**」であること。又、変更の許可の期間は「**1年以内**」となっていますので、申請時には事前に十分調査、検討し工事期間を定め、無理のない計画性のある工事であること。

○他法令等許認可等について、この条例による申請書類を提出し、許可を受けても、他の関係法令等の許認可等を受けていなければ、埋立て等を実施することはできません。



※許認可等の例（一例ですので、他法令等にも十分留意して下さい。）

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ・都市計画法            | 市役所     |
| ・法定外公共用財産（里道、水路等） | 市役所     |
| ・農地法              | 市農業委員会  |
| ・道路、河川等の公共施設      | 市、府各管理者 |
| ・森林法              | 大阪府     |
| ・溜池               | 大阪府     |

### 【申請書関係】

(1) 土砂等による埋立て等許可申請書（様式第3号）

住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び印鑑登録証明書）

申請者が法人の場合は、必ず代表者印を押印すること。

### 【添付書類関係】

(1) 土砂等による埋立て等施工計画書

工事期間中における災害発生防止のための工法その他の計画を明らかにした内容を下記項目ごとに記載すること。

#### ①工事概要

- ・埋立て区域の所在地
- ・埋立て区域の面積
- ・埋立て等の目的
- ・跡地利用
- ・工事の概要

- ・ 工事期間
- ・ 土砂等の発生場所
- ・ 搬入土砂等の種類
- ・ 搬入量（1日）
- ・ 搬入車両台数（1日）

②計画工程表 別紙にて記載して下さい。

③安全管理

④使用機械 バケット容量等記載して下さい。

⑤施工方法

- ・ 盛土原版地盤の処理
- ・ 傾斜地盤上の盛土
- ・ 盛土材料
- ・ 盛土の敷均し
- ・ 盛土の含水量調節及び安定処理
- ・ 盛土の締固め
- ・ 伐開、伐根の処理
- ・ 廃棄物の混入
- ・ 汚染土の取扱い
- ・ 盛土内排水層
- ・ 法面保護工

- ・法面緑化工
- ・法面排水工
- ・盛土下部の地下水排除工

⑥施工管理計画

⑦緊急時の体制及び対応 別紙にて記載して下さい。

⑧交通管理

⑨防災対策

⑩生活環境の保全対策

**(2) 工事予定地の現況写真**

埋立て予定区域を東西南北4方向から現況をできるかぎり把握しやすいよう撮影して下さい。

また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付して下さい。

**(3) 図面関係 別表第2参照のうえ添付して下さい。**

埋立事業区域の施工前、施工後の形状が確認できるものであること。

当該図面には、埋立て区域及び埋立事業区域が判明できるよう色塗り等により明示すること。又、施設の説明等必要事項を記載すること。

このほか、断面（横断、縦断）には、断面幅（延長）、法面勾配、構造物の寸法等を記載して下さい。

#### **(4) 土地の登記事項証明書及び公図の写し**

登記事項証明書は概ね3月以内に発行されたものであること。

#### **(5) 土地調書**

申請地、隣接地を明確に記載して下さい。

#### **(6) 申請者が土地所有者でない場合の使用権原を証する書類**

土地所有者との埋立て等に関する契約書又は同意書を添付して下さい。

この場合の契約書、同意書に押印される印鑑については規則第14条第2項の規定により実印が押印され、印鑑証明書が添付されたものでなければなりません。

#### **(7) 隣接地主、自治会その他関係機関との埋立て及び防災対策に関する協議書**

隣接地主や地元自治会等へ埋立て等についての概要説明を行った内容をできるだけ詳細に記載した書類を添付して下さい。

又、説明会等を開催した場合は、その内容（議事録）を規則第21条の規定により説明会等報告書（様式第9号）により報告書を添付して下さい。

**注）埋立て工事期間中は周辺住民等への生活環境の影響等を踏まえ、この関係者への周知について、存在する関係機関の把握や町会役員メンバーの把握等の事前調査を十分に行い、地元からの説明会の要請や埋立て等の計画書類の開示要請等については誠意を持って対応、協議し、事業の概要を説明し、当該住民の理解を得るよう努めて下さい。**

#### **(8) 申請者の住民票の写し**

住民票の写し、登記事項証明書は、概ね3月以内に発行されたものであること。

#### **(9) 土砂の数量を計算した書面**

横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、埋立て等に使用する土砂等の量の積算根拠を添付して下さい。

#### **(10) 関係権利者の放流許可書**

地元水利組合等の放流許可書（第1次放流先）

#### **(11) 道路、里道又は水路境界確定書の写し**

公有地が申請区域に介在する場合は、官・民境界を明確にした図面の写しを添付して下さい。（本市担当課に確認して下さい。）

#### **(12) 道路、里道又は水路の管理者との協議書又は許可書の写し**

本市、担当課と協議し協議書、許可書を添付して下さい。

ex.) 工事施工許可、占用許可等

#### **(13) 埋立て区域を明確に表示した図書**

埋立て等を行う土地の関係地主（隣接地主も含む）現地立ち会いを求め、関係地主立ち会いの元、境界確定を行った図面を添付して下さい。

現地においては、埋立事業区域とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点その他必要な地点に**境界標**を設置して下さい。

・コンクリート杭など、破損する恐れが少ないものが望ましい。

・施工期間が短い場合や、隣接地との関係でコンクリート杭などの設置が困難な場合は、木製杭や金属錨でも差し支えないが、破損した場合は速やかに復旧して下さい。

**注) 境界確定図書作成にあたっては、土砂等の埋立て等において最もトラブルが多く発生する原因となっていることから、極めて慎重且つ確実に誠意をもって対応して下さい。**

#### **(14) 埋立て等を行う土地の区域の求積表**

前号で確定した境界ポイントを元に、丈量図を作成し実測面積を明記して下さい。その際、座標値も図面に明記して下さい。

#### **(15) 埋立て等の構造の安定計算書**

埋立て等の高さが15mを超える場合など、安定計算を行って安全性を確認して下さい。

又、その結果（安定計算書）を添付して下さい。この場合においては、使用する定数等の出典を明らかにするとともに使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」を記載して下さい。

なお、安定計算ソフトを用いる場合は、メーカー名、ソフト名を記載して下さい。

#### **(16) 擁壁を用いる場合**

擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図を添付して下さい。

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合で、国等が

規定した標準図集を採用しない場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付して下さい。

又、安定計算ソフトを用いる場合は、メーカー名、ソフト名を記載して下さい。

#### **(17) 関係他法令の許認可等の許可書の写し**

関係他法令の許可書の写しとする。許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（原則として受理印を押したもの）とする。

#### **(18) 土砂等による埋立て等の施工に要する経費を記載した書面及び資金調達計画書**

土砂埋立て等の施工に要する経費は、防災のための施設の設置工事に要する費用（仮設工、飛散防止工、軟弱地盤対策工、段切り工、擁壁工、排水施設工等）、その他の工事等に要する経費（盛土工、表面排水工、法面保護工、撤去工、土壌・水質検査）、その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む）を記載したものとする。資金調達計画は、資金調達方について、防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法、その他の工事等に要する経費にかかる資金調達方法を記載したものとする。

#### **(19) 地質検査等の報告**

事業開始前（許可申請前）から完了（廃止）までの検査は次の表のとおりです。

検査の実施時期	検査の内容	備考
申請前（3,000 m <sup>2</sup> 未満の埋立て等は除く）	埋立区域内の表土の土壌検査	許可申請書に検査結果証明書を添付する。
施工中（3,000 m <sup>2</sup> 未満の埋立て等は除く）	埋立区域内の表土の土壌検査	地質検査等報告書に検査結果報告書を添付する。
	埋立区域内からの浸透水の水質検査	地質検査等報告書に検査結果報告書を添付する。
完了（廃止）時	埋立区域内の表土の土壌検査	地質検査等報告書に検査結果報告書を添付する。
	埋立区域内からの浸透水の水質検査	地質検査等報告書に検査結果報告書を添付する。

**※施工前及び施工中の土壌検査については、埋立区域の面積が3,000 m<sup>2</sup>以上**

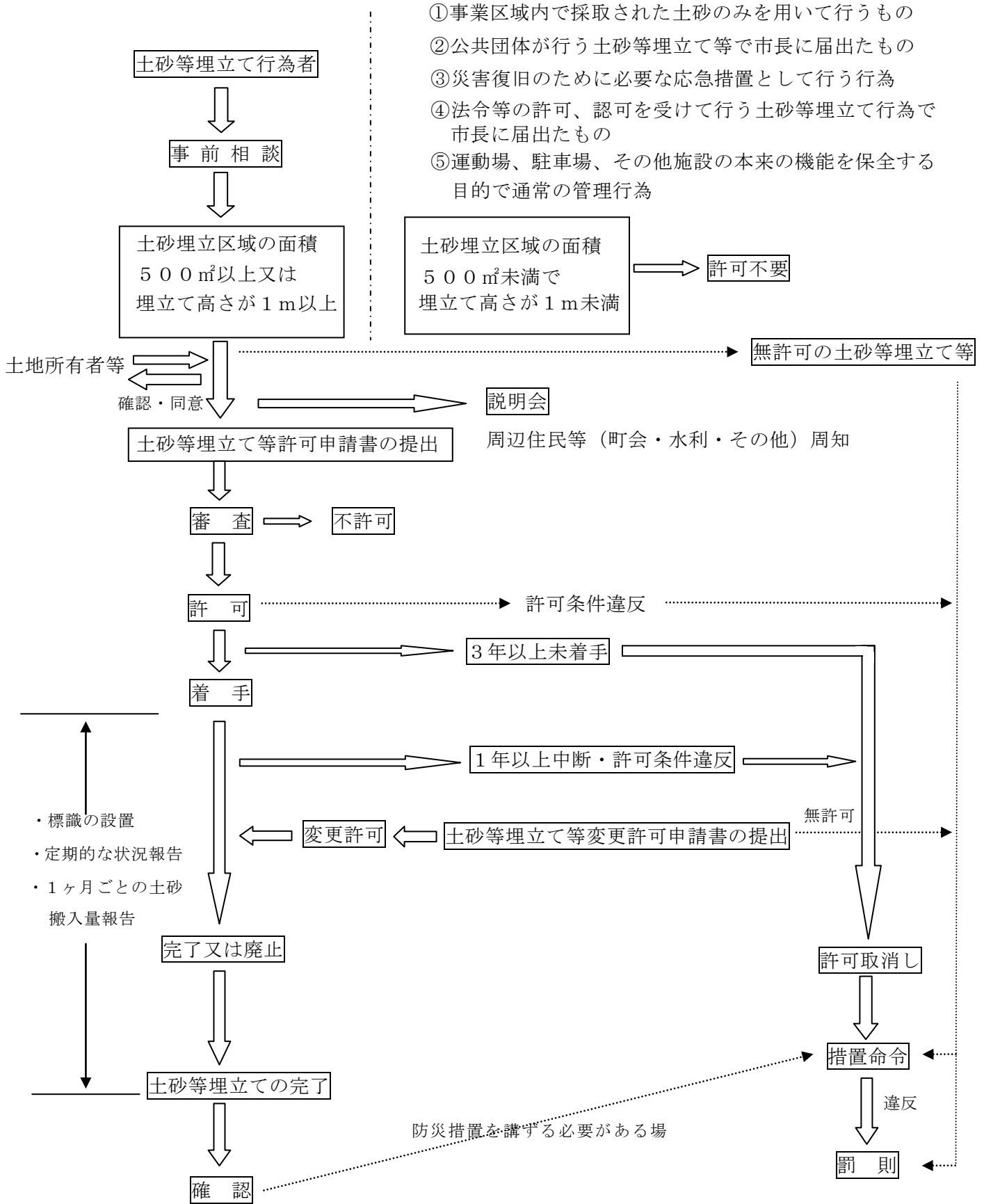
**埋立区域の面積が、3,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、完了又は廃止時**

特定有害物質にあつては、土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。



# 土砂等による埋立て等許可 フローチャート

- ①事業区域内で採取された土砂のみを用いて行うもの
- ②公共団体が行う土砂等埋立て等で市長に届出たもの
- ③災害復旧のために必要な応急措置として行う行為
- ④法令等の許可、認可を受けて行う土砂等埋立て行為で市長に届出たもの
- ⑤運動場、駐車場、その他施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為



## 埋立て等に係る提出書類一覧表

1 土砂等による埋立て等許可申請		
正本 1 部、副本 6 部（関係課用） 注）副本は増減有り		チェック欄
1	土砂等による埋立て等許可申請書（様式第 3 号）	
2	施工計画書（施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した埋立て等施工計画書）	
3	工事予定地の現況写真	
4	別表第 2 に掲げる図面	
5	埋立て事業区域の公図の写し	
6	土地の登記事項証明書	
7	土地調書	
8	埋立行為者と土地所有者との埋立て等に関する契約書又は同意書	
9	隣接地主、地元自治会その他関係機関との埋立て及び防災対策に関する協議書	
10	申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書及び印鑑登録証明書）	
11	土砂の数量を計算した書面	
12	関係権利者の放流許可書の写し又は協議書	
13	道路、里道又は水路境界確定書の写し	
14	道路、里道又は水路の管理者との協議書又は許可書の写し	
15	埋立て区域を明確に表示した図書	
16	埋立て等を行う土地の区域の求積表（座標管理により復元可能なもの）	
17	埋立て等の構造の安定計算を行った場合は当該安定計算書	
18	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面	
19	関係許認可等の許可書（申請書）の写し	
20	排水施設の流出算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面	
21	調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面	
22	沈砂池の容量を算定した書面	
23	土砂等による埋立て等の施工に要する経費を記載した書面及び資金調達計画書	
24	その他市長が必要と認める書類及び図面	

## 各種届出書類一覧表

1 土砂等による埋立て等変更許可申請		
正本 1 部 副本 6 部 注) 副本は増減あり		チェック欄
1	土砂等による変更許可申請書 (様式第 7 号)	
添付書類	許可申請時に添付した書類のうち、変更に係る書類 その他市長が必要と認める図面及び図書	

2 説明会等報告書		
正本 1 部 副本 1 部		
1	説明会等報告書 (様式第 9 号)	
添付書類	説明会の開催の日時及び場所並びに周知方法が詳細に記載されたもの	
	議事録(議事の要約ではなく、状況をできる限り正確に記載したもの)	
	周辺関係者の意見の要約書(意見書の提出を受け付けた期間、提出された意見書の総数等)	
	周辺関係者の意見に対する事業者の見解書	
	説明会で配布した書類及び図面の写し	
	説明会等以外の周知方法により周知を行った場合の周知方法とその方法を選択した理由を記載した書類	
	その他市長が必要と認める図面及び図書	

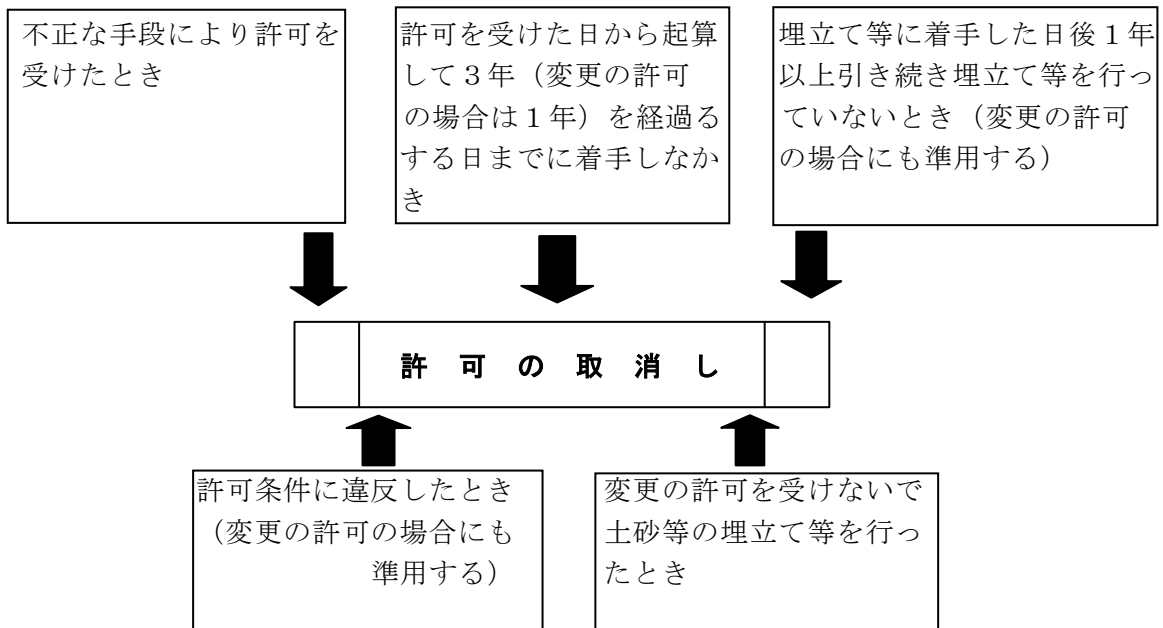
3 埋立て等の廃止(中止)届出		
正本 1 部 副本 1 部		チェック欄
1	土砂等による埋立て等廃止(中止)届出書(様式第 11 号)	
添付書類	埋立て等事業区域の構造(平面図、縦横断面図等構造が把握できる図面)	
	廃止、中止にあたり災害等の発生を防止するための措置	
	その他市長が必要と認める図面及び図書	

4 埋立て等完了届出		
正本 1 部 副本 1 部		チェック欄
1	土砂等による埋立て等完了届出書（様式第 1 2 号）	
添付書類	埋立て等事業区域の構造（平面図、縦横断面図等構造が把握できる図面）	
	完了にあたり災害等の発生を防止するための措置	
	その他市長が必要と認める図面及び図書	

5 地質検査等の報告		
正本 1 部 副本 1 部		チェック欄
1	地質検査等報告書（様式第 1 7 号）	
添付書類	採水地点及び土砂等を採取した地点の位置図	
	検査の結果を証明する書類（環境計量士が発行したもの）	
	検査試料の採取状況写真	
	その他市長が必要と認める図面及び図書	

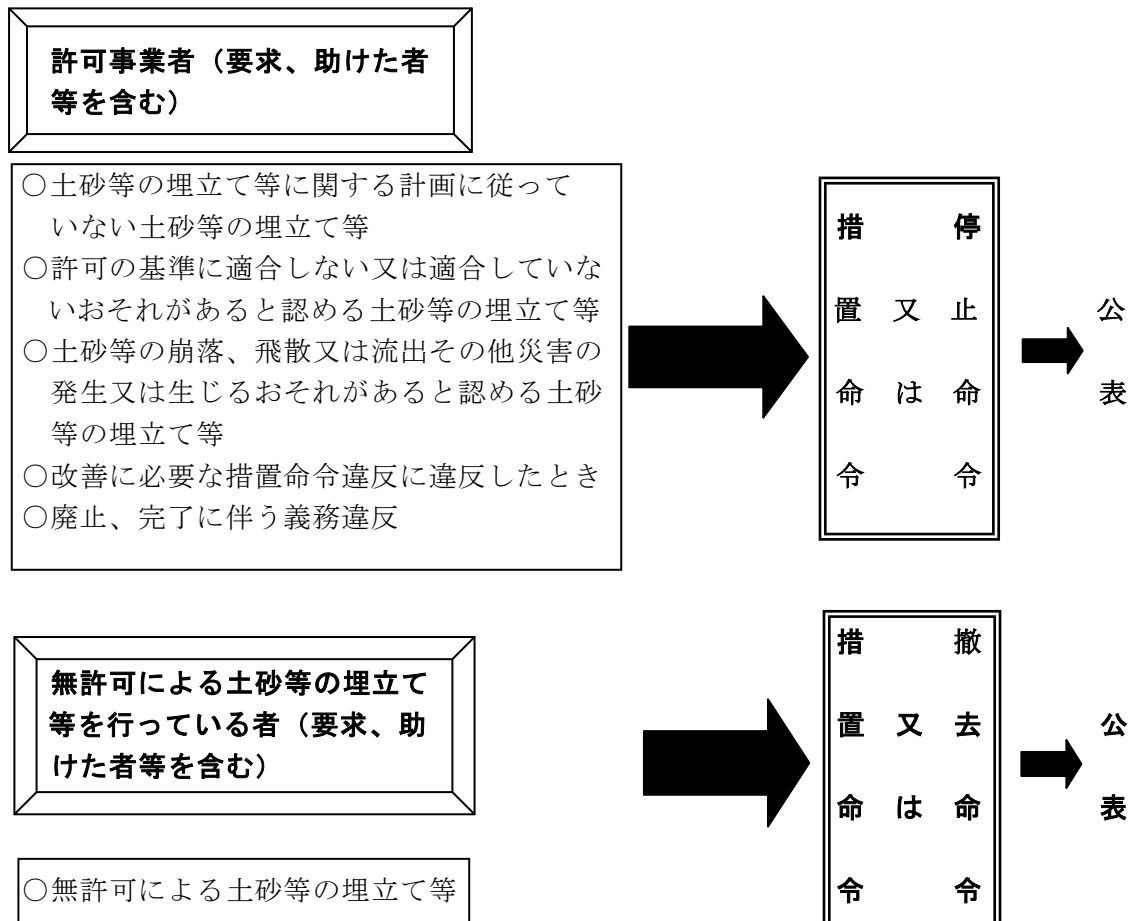
6 土砂等による埋立て等地位承継届		
正本 1 部 副本 1 部		チェック欄
1	土砂等による埋立て等承継届出書（様式第 1 8 号）	
添付書類	地位を承継した事実を証する書面	
	地位を承継した者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）	

## 《許可の取消し等》



## 《命令等》

### （1）命令



(2) 勧告

土地所有者、管理者、占有者

○土砂等の崩落、飛散又は流出その他災害の発生により、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるとき



勧告

《罰則》

措置命令違反

- 無許可変更の埋立て等による停止命令違反
- 安全基準違反に対する停止措置措置命令違反
- 義務違反に対する措置命令違反
- 災害防止のための停止・措置命令違反
- 無許可（無許可変更を含む）の土砂等の埋立て等に伴う撤去・措置命令違反
- 廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令違反
- 土壌汚染防止のための措置命令違反



罰則

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○廃止、完了、承継  
報告の届出又は虚偽の届出



罰則

30万円以下の罰金

○立入検査の拒否、妨げ、忌避  
又は報告せず若しくは虚偽の報告



罰則

10万円以下の罰金

**資料1** 水質汚濁に係る環境基準

① 健康項目

項 目	目 標 値	対象水域
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/l以下	全 公 共 用 水 域
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六 価 ク ロ ム	0.05mg/l以下	
砒 素	0.01mg/l以下	
総 水 銀	0.0005mg/l以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/l以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/l以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/l以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/l以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/l以下	
セ レ ン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふ つ 素	0.8mg/l以下	
ほ う 素	1mg/l以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
ダ イ オ キ シ ン	1pg-TEQ/l以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg/lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付け環水管第182号)

資料2 土壤汚染に係る環境基準 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

項目	目標値	対象地域
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること	府下全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること	
砒 素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること	
ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.1mg 以下であること	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1l につき 1mg 以下であること	
1,4-ジオキサン	検液 1l につき 0.05mg 以下であること	

- 1 検液とは土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
- 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。



**<お問い合わせ>**

和泉市 環境産業部 環境保全課

所在地：和泉市府中町 2－7－5

TEL：0725－41－1551

FAX：0725－41－0246

e-mail：kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp